資料２－４

品質表示基準の策定・見直しの手順(案)

検討開始時期と改正等の趣旨を消費者委員会に報告

→

原案を作成し、
消費者及び事業者等を対象に説明会を実施
HP等を通じて意見募集

→

必要に応じて
現地実態調査
ヒアリング等を実施

→

消費者委員会に諮問

→

消費者委員会において審議

→

消費者委員会で了承後、農林水産省と協議

→

パブリックコメント（30日間）
WTO通報（60日間）

→

パブリックコメント及びWTO通報の結果を踏まえ、
消費者委員会において再度審議

→

消費者委員会からの答申を受理

→

内閣総理大臣名の告示
施行

周知、ラベル切替え
のための移行期間を
設定する場合あり

→

移行期間終了（完全実施）

…消費者庁担当　…消費者委員会担当